

荒尾市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して荒尾市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、荒尾市補助金等交付規則（平成20年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成31年3月1日から令和2年2月29日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 対象期間に婚姻を機に荒尾市内（以下「市内」という。）で新たに住宅を取得（契約書を交わさない売買及び工事請負並びに贈与及び相続によるものを除く。）し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額（公的制度による家賃補助を受けている場合は当該家賃補助に相当する額を、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を除く。）をいう。
- (3) 引越費用 対象期間に婚姻を機に市内に引っ越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費

用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 補助金の交付申請の時点において、夫婦の双方又は一方が市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を行っていること。

(2) 婚姻の時点において、夫婦共に34歳以下であること。

(3) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間の夫婦の所得を合計した額が、340万円未満であること。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに記載する計算方法により算出して得た額が、340万円未満であること。

ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、補助金の申請時において無職の場合 離職した者の所得については、0円として夫婦の所得を算出する。

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合 夫婦の所得から貸与型奨学金の平成30年1月1日から同年12月31日までの期間の返済額を控除して算出する。

(4) 補助金の交付申請の時点において、夫婦のいずれも市税等の徴収金に滞納がないこと。

(5) 結婚新生活支援事業に係る補助金の交付を受けていないこと。

(6) 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額とし、30万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を支給しないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、荒尾市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の双方の平成30年分(令和元年度)所得証明書
- (3) 夫婦の双方又は一方の市内の住所が記載されている住民票の写し
- (4) 夫婦の双方の市税の滞納がない証明書(婚姻を機に荒尾市に転入した場合は、平成30年1月1日時点で住民登録をしていた自治体発行の証明書も要する。)
- (5) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し(住宅取得の場合)
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅賃借の場合)
- (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅賃借の場合)
- (8) 住居費及び引越費用の領収書等の写し
- (9) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(第3条第1項第3号イに該当する場合)
- (10) 離職票の写し(婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、

申請時において無職の場合)

- (1) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは荒尾市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは荒尾市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による申請は、令和2年3月2日までに行わなければならない。

(申請事項の変更及び承認)

- 第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに荒尾市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該変更の内容が適当であると認めるときは荒尾市結婚新生活支援事業補助金変更交付承認通知書(様式第6号)により、当該変更の内容が適当でないとき認めるときは荒尾市結婚新生活支援事業補助金変更交付不承認通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第7条 交付決定者は、第5条第2項又は前条第2項の規定により補助金の交付決定又は変更交付承認の通知を受けた場合は、

速やかに荒尾市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（報告等）

第8条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した内容又は条件に違反する行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第10条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。